

国民年金保険料 全額免除・一部免除・納付猶予申請書〈記入例〉

申請書は、市役所・町役場の国民年金担当窓口にもあります。
※太字は必ず記入してください。

納付猶予の審査順位に希望がある場合には○をつけてください。
(例)全額、4分の1納付、納付猶予、2分の1納付、4分の3納付の順に審査を希望する場合、Aに○をつけてください。

原則、全額免除、納付猶予、4分の1納付、2分の1納付、4分の3納付の順番で審査いたします。
希望しない免除区分には×をつけてください。

配偶者・世帯主がいる場合に記入してください。

国民年金保険料 全額免除・一部免除・納付猶予申請書

この申請書は、複数の「免除区分」を同時に申請することができます。審査を希望しない「免除区分」がある場合は、「×」印/「/」等で、審査を希望しない「免除区分」欄を抹消してください。

複数の「免除区分」を申請された場合は、全額免除、納付猶予、4分の1納付、2分の1納付、4分の3納付の順番で審査いたします。
納付猶予(30歳未満)の審査順序の変更を希望する場合は、以下のA~Cのいずれかに「○」を付けてください。
A. 4分の1納付の次に納付猶予を審査 B. 2分の1納付の次に納付猶予を審査 C. 4分の3納付の次に納付猶予を審査

※(3)申請年月日 ※(4)審査区分① ※(5)承認期間(始期) ※(6)承認期間(終期) ※(7)法免消滅年月日 ※(8)特例認定区分

被保険者氏名 (注1) 配偶者氏名 (注2) 世帯主氏名

★前年所得 (注2) ★前年における所得税

(注1) 被保険者と世帯主が同じ場合は、被保険者のみに記入してください。
配偶者と世帯主が同じ場合は、配偶者のみに記入してください。
(注2) 所得ありの場合：A.被保険者 B.配偶者 C.世帯主のうち、所得がある者全てに○をつけてください。
所得なしの場合：D.全てなしに○をつけてください。

確認欄	市 町 村 確 認 欄	A.被保険者分	B.配偶者分	C.世帯主分
扶養親族等・控除				
※政令で定める額		円	円	円
※地方税法上の障害者・寡婦		(1-A)④ 1.障害者 2.寡婦	(4-A)⑤ 1.障害者 2.寡婦	(7-A)⑥ 1.障害者 2.寡婦
※控除対象				
控除対象配偶者及び扶養親族		(1-B)⑦ 人	(4-B)⑧ 人	(7-B)⑨ 人
老人控除対象配偶者及び老人数		(1-C)⑧ 人	(4-C)⑨ 人	(7-C)⑩ 人
特定扶養親族数		(1-D)⑨ 人	(4-D)⑩ 人	(7-D)⑪ 人
※前年の所得額 I		(2-A)① 円	(5-A)② 円	(8-A)③ 円
※純損失及び雑損失 III		(2-H)④ 円	(5-H)⑤ 円	(8-H)⑥ 円
①雑損		(2-B)② 円	(5-B)③ 円	(8-B)④ 円
②医療費		(2-C)③ 円	(5-C)④ 円	(8-C)⑤ 円
③社会保険料		(2-D)④ 円	(5-D)⑤ 円	(8-D)⑥ 円
④小規模企業共済等掛金		(2-E)⑤ 円	(5-E)⑥ 円	(8-E)⑦ 円
⑤配偶者特別		(2-F)⑥ 円	(5-F)⑦ 円	(8-F)⑧ 円
⑥地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額		(2-G)⑦ 円	(5-G)⑧ 円	(8-G)⑨ 円
※控除				
障害者(特別障害者を除く)の合計数(本人、控除対象配偶者及び扶養親族)		(3-A)① 人	(6-A)② 人	(9-A)③ 人
特別障害者の合計数(本人、控除対象配偶者及び扶養親族)		(3-B)② 人	(6-B)③ 人	(9-B)④ 人
寡婦又は寡夫		(3-C)③ 1.該当する (注3)該当する場合のみ○をつけてください。	(6-C)④ 1.該当する	(9-C)⑤ 1.該当する
寡婦特例		(3-D)④ 1.該当する	(6-D)⑤ 1.該当する	(9-D)⑥ 1.該当する
勤労学生		(3-E)⑤ 1.該当する	(6-E)⑥ 1.該当する	(9-E)⑦ 1.該当する
控除の合計額 II		円	円	円
※控除後の所得額 I-II-III(一部免除申請)		円	円	円
※特例認定区分 (注4)どちらかに該当する場合のみ○をつけてください。		◎ 1.失業者 2.被災者	(6-C)⑧ 1.失業者 2.被災者	(9-G)⑨ 1.失業者 2.被災者
備 考 欄				
※天災を事由とした場合の意見(上記のとおり相違ありません) 平成 年 月 日				
市区町村長 印				
上記のとおり免除を申請します。また、申請の審査にあたり、本人、配偶者、世帯主の課税台帳等税務関係書類を調査確認することに同意します。なお、全額免除または納付猶予が認められた場合であって、翌年度以降も全額免除または納付猶予に引き続き該当するときは、全額免除または納付猶予を希望します。(「はい」「いいえ」) 平成 年 月 日				
住所 市区町村長 印				
市区町村長 印				
市区町村長 印				

1.裏面の注意をよく読んでから記入してください。 2.★印の欄は、該当する項目を○で囲んでください。 3.※印の欄は、記入する必要がありません。

年金手帳・納付書に記載されています。

申請者の名前を記入してください。

A.被保険者
B.配偶者
C.世帯主のうち、所得がある方すべてに○をつけてください。

翌年以降も引き続き全額免除または猶予を希望する場合には、「はい」に○をつけてください。
○の記入がない場合は、「いいえ」を選択されたものとみなします。

※この申請書であらかじめ希望を明記することにより、翌年度以降あらためて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされます。

申請者と世帯主が同じ場合は、被保険者欄のみ記入してください。

失業・倒産・事業の廃止・天災などを理由とするときはその旨ご記入ください。

●添付書類●
失業した場合 雇用保険受給資格者証または離職票の写し
退職者支援資金の貸付を受けた場合 貸付決定通知書の写し
などが必要となります。

本人が自ら署名する場合は、押印は不要です。

社会保険事務所一覧

名称	住所	電話
金 沢 北	金沢市三社町1-43	076(233)2021
金 沢 南	金沢市泉が丘2-1-18	076(245)2311
小 松	小松市小馬出町3-1	0761(24)1791
七 尾	七尾市藤橋町西部22-3	0767(53)6511

会社などを退職された方へ

60歳未満の方は

国民年金の 加入と納付 は忘れずに!!



退職して厚生年金や共済組合をやめた方は、市役所・町役場の国民年金担当窓口で加入手続き(「種別変更」の提出)をして、その後国民年金保険料を納めていただくことになります。
なお、あなたに扶養している配偶者(第3号被保険者)がいれば、同様の手続きをして、保険料を納めることとなります。

厚生年金や共済組合に加入していたとき

あなたは…
国民年金の**第2号被保険者**でもありました。
(厚生年金、共済組合加入期間中は、国民年金にも併せて加入していました。)
厚生年金・共済組合の保険料が給料から天引きされていました。

配偶者は…
国民年金の**第3号被保険者**でした。
(第3号被保険者とは、第2号被保険者に扶養されている配偶者)
第3号被保険者の認定を受けている期間は、国民年金保険料の納付は不要でした。

厚生年金や共済組合をやめたら

あなたも配偶者も…
国民年金の**第1号被保険者**となります。

○国民年金保険料は社会保険庁から送付される納付案内書により銀行・郵便局・コンビニなどで納めてください。(口座振替や、前納制度も利用できます)
○国民年金保険料の納付が困難なときは、保険料免除の手続きをしてください。加入(種別変更)手続きと同時にご相談ください。

手続きに必要なもの

- 年金手帳(基礎年金番号のわかるもの)
- 扶養している配偶者の年金手帳
- 口座振替での保険料納付を希望される方は、銀行届出印と預金通帳



国民年金保険料の納付が困難なときは……

保険料負担の軽減(免除)制度を、ご利用ください!!



※4分の3免除・4分の1免除の実施は平成18年7月からです。

「再就職までの、少しの期間だから…」とはお考えにならずに、市役所・町役場の国民年金担当窓口にご相談ください。未納のままにしておかず保険料納付の免除(猶予)の承認を受け、万が一のときの保障(障害基礎年金、遺族基礎年金)を、より確実なものにしておきましょう。

免除・納付猶予申請書を市役所・町役場の窓口へ…

申請いただいた場合、原則、全額免除・若年者納付猶予(30歳未満)・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の順番で審査を行います。審査を希望しない免除等がある場合は、申請書の「免除区分」を「×」や「/」で抹消願います。

また、若年者納付猶予(30歳未満)につきましては希望により審査の順番を変更できます。免除などの内容につきましては、次の図を参考にしてください。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予(30歳未満)
所得審査基準					
所得審査対象者	本人・配偶者・世帯主				本人・配偶者
毎月の保険料	0円	3,470円	6,930円	10,400円	0円
承認された期間の年金額計算	3分の1納付として計算	2分の1納付として計算	3分の2納付として計算	6分の5納付として計算	対象としない
継続申請	○	×	×	×	○
万が一のとき	障害基礎年金や遺族基礎年金の要件審査や年金額で、全額納付の方々と比べて差はありません。				

※一部免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)は、保険料を納付しないと、未納期間として扱われます。

「免除・納付猶予申請」ができるのは…

- 平成17年4月以降に失業した方
緩やかな基準で審査しますので、次のいずれかの写しをご用意ください。
・雇用保険受給資格者証
・雇用保険被保険者離職票または資格喪失確認通知証
・公務員の方は、退職辞令
・離職者支援資金貸付制度の貸付金を受けた場合は「貸付決定通知書」
※配偶者や世帯主も「17年4月以降に失業」に該当する場合、同様に写しをご用意ください。
- 所得が基準以下の方
※所得審査基準については、世帯構成などで細かく決められています。
- 障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下の方
- 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方

手続きをしたあとは…

後日、前年所得などによる審査のうえ、社会保険事務所から「承認」または「却下」の通知書をお送りします。「半額承認」や「却下」となった方は、郵送された納付書で保険料を納付してください。

今後、知っておきたいこと…

①翌年度以降の全額免除及び若年者納付猶予(30歳未満)の継続申請
全額免除(失業等を理由とする場合は除く)または若年者納付猶予(30歳未満)を承認された方が、翌年度以降も引き続いて同じ全額免除または若年者納付猶予(30歳未満)の申請を希望される場合は、最初の申請の際、希望することを記載していただくことにより、翌年度以降改めて申請されなくても継続して申請があったものとみなされます。
※審査は毎年実施しますので、所得等の状況により却下となる場合があります。

②一部免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)は毎年7月以降に申請手続きは毎年必要となります。

③保険料の追納をお勧めします
免除や納付猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年以内の期間なら、さかのぼって納めることができます(追納といいます)。
65歳から受取る老齢基礎年金は、免除や納付猶予の承認期間は減額計算されますが、追納することによって減額分を取りもどせます。
しかし、承認を受けた年から2年を経過した分の保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算金が上乗せされますので、状況が改善されたら少しでも早く「追納」しましょう。



老後だけではない、確かな保障…

不安に備える3つの基礎年金

<p>重い障害になったら… 障害基礎年金</p> <p>国民年金加入中(免除、納付猶予期間中を含む)に、病気やケガで障害が残ったとき、障害基礎年金が受けられます。ただし、保険料の未納があると受けられない場合があります。</p>	<p>死亡したとき残された家族は… 遺族基礎年金</p> <p>国民年金加入中(免除、納付猶予期間中を含む)の死亡、または老齢基礎年金を受ける資格期間(原則25年以上)を満たした方が死亡したときには、残された子のある妻、または子が遺族基礎年金を受けられます。ただし、保険料の未納があると受けられない場合があります。 (*子には、年齢制限があります。)</p>	<p>老後の生活は… 老齢基礎年金</p> <p>保険料を納めた期間(免除、納付猶予期間を含む)が原則として25年以上ある方は、老齢基礎年金が生涯受けられます。</p>
--	--	---

国民年金保険料 全額免除・一部免除・納付猶予申請書

承認 却下 値計算	届出 コード	処理区分	届書
	635	1 01登録 3 01登録	
	634		

免除区分	全額免除	納付猶予 (30歳未満)	4分の1納付 (4分の3免除)	2分の1納付 (半額免除)	4分の3納付 (4分の1免除)	この申請書は、複数の「免除区分」を同時に申請することができます。 審査を希望しない「免除区分」がある場合は、「×」や「/」等で、審査を 希望しない「免除区分」欄を抹消してください。
複数の「免除区分」を申請された場合は、全額免除、納付猶予、4分の1納付、2分の1納付、4分の3納付の順番で審査いたします。						
納付猶予(30歳未満)の審査順番の変更を希望する場合は、以下のA～Cのいずれかに「○」を付けてください。						
A. 4分の1納付の次に納付猶予を審査		B. 2分の1納付の次に納付猶予を審査		C. 4分の3納付の次に納付猶予を審査		

(1) 基礎年金番号 01		(2) 生年月日 02		*(3) 申請年月日 03		* 審査結果 04		*(4) 審査区分① 05		
		★ 5.昭和 7.平成		7.平成		承認(区分)		全額免除 4分の3免除 半額免除 4分の1免除 納付猶予		
被保険者氏名 (注1) <small>(フリガナ)</small>			配偶者氏名 <small>(フリガナ)</small>			世帯主氏名 <small>(フリガナ)</small>			* 申請年度 ③	
★前年所得 (注2)		★前年における所得税		*(5) 承認期間(始期) 06		*(6) 承認期間(終期) 07		*(7) 法免消滅年月日 08		*(8) 09 特例認定区分
A.被保険者 B.配偶者 C.世帯主 D.全てなし		A.被保険者 1.課税 2.非課税 B.配偶者 1.課税 2.非課税 C.世帯主 1.課税 2.非課税		7.平成		7.平成		7.平成		送信

(注1) 被保険者と世帯主が同じ場合は、被保険者のみに記入してください。
配偶者と世帯主が同じ場合は、配偶者のみに記入してください。
(注2) 所得ありの場合：A.被保険者 B.配偶者 C.世帯主のうち、所得がある者全てに○をつけてください。
所得なしの場合：D.全てなしに○をつけてください。

(承認区分)
 1. 全額免除承認
 2. 半額免除承認
 3. 4分の1免除承認
 4. 4分の3免除承認
 5. 納付猶予承認

※4分の3免除・4分の1免除の実施は平成18年7月からです。

確認欄	市 町 村 確 認 欄		
	A.被保険者分	B.配偶者分	C.世帯主分
扶養親族等・控除			
* 政令で定める額	円	円	円
* 地方税法上の障害者・寡婦	(1-A)④ 1.障害者 2.寡婦	(4-A)⑤ 1.障害者 2.寡婦	(7-A)⑥ 1.障害者 2.寡婦
* 控除対象	控除対象配偶者及び扶養親族数 (1-B)⑦	(4-B)⑧	(7-B)⑨
	老人控除対象配偶者及び老人数 (1-C)⑩	(4-C)⑪	(7-C)⑫
	特定扶養親族数 (1-D)⑬	(4-D)⑭	(7-D)⑮
* 前年の所得額 I	(2-A)⑰	(5-A)⑱	(8-A)㉑
* 純損失及び雑損失 III	(2-H)㉒	(5-H)㉓	(8-H)㉔
* 控除	① 雑損 (2-B)㉕	(5-B)㉖	(8-B)㉗
	② 医療費 (2-C)㉘	(5-C)㉙	(8-C)㉚
	③ 社会保険料 (2-D)㉙	(5-D)㉚	(8-D)㉛
	④ 小規模企業共済等掛金 (2-E)㉚	(5-E)㉛	(8-E)㉜
	⑤ 配偶者特別 (2-F)㉛	(5-F)㉜	(8-F)㉝
	⑥ 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額 (2-G)㉜	(5-G)㉝	(8-G)㉞
	障害者(特別障害者を除く)の合計数(本人、控除対象配偶者及び扶養親族) (3-A)㉞	(6-A)㉟	(9-A)㉠
	特別障害者の合計数(本人、控除対象配偶者及び扶養親族) (3-B)㉟	(6-B)㊱	(9-B)㊲
	寡婦又は寡夫 (3-C)㊱ 1.該当する (注3)該当する場合のみ○をつけてください	(6-C)㊲ 1.該当する	(9-C)㊳ 1.該当する
	寡婦特例 (3-D)㊲ 1.該当する	(6-D)㊳ 1.該当する	(9-D)㊴ 1.該当する
勤労学生 (3-E)㊳ 1.該当する	(6-E)㊴ 1.該当する	(9-E)㊵ 1.該当する	
控除の合計額 II	円	円	円
* 控除後の所得額 I-II-III(一部免除申請)	円	円	円
* 特例認定区分 (注4)どちらかに該当する場合のみ○をつけてください	㉞ 1.失業者 2.被災者	(6-G)㉞ 1.失業者 2.被災者	(9-G)㉞ 1.失業者 2.被災者

備 考 欄			
* 天災を事由とした場合の意見 () 上記のとおり相違ありません 平成 年 月 日 市区町村長 印		受 付 印	市区町村 社会保険事務所
上記のとおり免除を申請します。 また、申請の審査にあたり、本人、配偶者、世帯主の課税台帳等税務関係書類を調査確認することに同意します。 なお、全額免除または納付猶予が承認された場合であって、翌年度以降も全額免除または納付猶予に引き続き該当するときは、全額免除または納付猶予を希望します。(はい・いいえ) 平成 年 月 日 住所 氏名		社会保険事務所長 殿 市区町村長 殿 印 (電話 - -)	

1.裏面の注意をよく読んでから記入してください。 2.★印の欄は、該当する項目を○で囲ってください。 3.*印の欄は、記入する必要がありません。

(注 意)

提出先について

この申請書は、住所地の市役所あるいは町役場に提出してください。

記入について

1. 太線枠内が記入欄です。楷書ではっきりと記入してください。
2. 被保険者、配偶者、世帯主について記入してください。
なお、基礎年金番号及び生年月日は、被保険者のものを記入してください。
3. 「前年所得」及び「前年における所得税」欄は、該当するものを○で囲んでください。
なお、免除又は納付猶予の申請を提出する月が1月から6月までの間である場合には、「前年所得」とあるのは、「前々年所得」と読み替えてください。(ただし、7月に申請し、前年7月以降の期間について遡って免除又は納付猶予の承認を希望する方は、「前々年所得」と読み替えてください。)
4. 「備考」欄に記入していただきたいこと。
 - ① 次のいずれかに該当した被保険者が、その該当するに至った日から14日以内に免除又は納付猶予の申請をするときは、「備考」欄に、その事実及びその年月日を記入してください。
 - ア. 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金又は旧国民年金法による障害年金の受給権者でなくなった。
 - イ. 生活保護法による生活扶助又はらい予防法の廃止に関する法律による援護をうけなくなった。
 - ウ. ハンセン病療養所、国立脊髄療養所又は国立保養所を退所した。
 - ② 申請される年度又は前年度において震災、風水害、火災、その他これに類する災害により、被保険者又は所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族が所得する住宅、家財、その他の財産に損害を受けたときは、その災害による被害額(保険金、損害賠償金等を受けたときはその金額を除く)及び被害を受けた物件名等、その状況についてそれぞれ詳しく記入してください。(記入できない場合は、別の用紙に記入し添付してください。)
 - ③ 申請される年度又は前年度において失業したことにより免除又は納付猶予の申請を行なうときは、その旨を記入してください。
 - ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助又は特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受給している場合は、その名称及び受給開始年月を記入してください。
5. この申請書の申請者記入欄に、この申請書の提出年月日、申請者の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。(申請者の自署の場合は押印の必要はありません。)

翌年度以降の全額免除及び納付猶予の継続申請について

1. この申請に基づき全額免除又は納付猶予を承認されていた方が、翌年度以降、引き続いて全額免除又は納付猶予の申請を希望する場合は、この申請書であらかじめ希望を明記することにより、翌年度以降改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされます。全額免除又は納付猶予を申請される方で継続申請を希望する方は、この申請書の申請者記入欄の「はい」に○をつけてください。どちらにも○がない場合は、「いいえ」が選択されたものといたします。
2. なお、上記4の②から④の事由による承認をうける場合は、改めて申請が必要となります。
3. 翌年度以降における審査の結果は、審査後、通知いたします。また、承認後、免除承認取消を申請することができます。取消は取消申請年月日の前月以降の期間(ただし、申請月が7月の場合は、7月以降)が対象となりますのでご注意ください。

添付書類について

1. この申請書には、国民年金手帳又は基礎年金番号通知書を添付してください。
2. 前年所得又は前々年所得の状況を明らかにすることができる書類を添付してください。(課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写し又はこれに代わる証明書を添付してください。ただし、市区町村長が前年又は前々年所得の状況を証明した場合においては、これらの書類を添付する必要はありません。)
3. 申請される年度又は前年度において失業したことにより免除又は納付猶予の申請を行うときは、失業をしたことを確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの公的機関の証明書の写しを添付してください。

全額免除、一部免除及び納付猶予をうけた期間にかかる保険料追納について

1. 全額免除、一部免除及び納付猶予をうけた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。
2. これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納める(追納)ことができるようになっており、追納された期間は全額納付と同じ年金額となります。
3. 保険料の追納額は、全額免除、一部免除及び納付猶予をうけた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料額に加算額が上乘せされます。